

昭和56年以前に建てられた**建物**をお持ちの方へ！

あなたの住宅 地震がきても 大丈夫！？

まずは無料の簡易耐震診断を受けてみましょう！！

無料簡易耐震診断では、区から派遣された建築士が簡易な耐震診断を行い、耐震化に向けたアドバイスや助成制度の説明をします。



簡易耐震
診断申込

✓ 対象地域

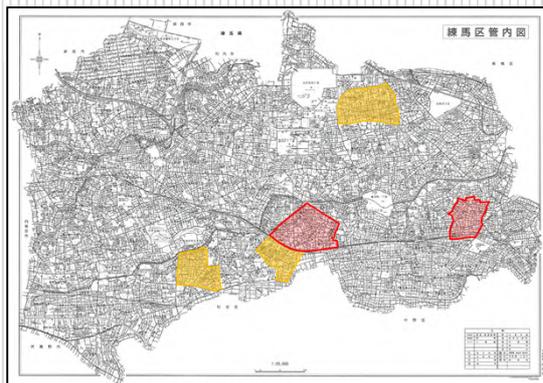
【防災まちづくり事業実施地区】

・ **密集事業実施地区**

（貫井・富士見台、桜台東部）

・ **防災まちづくり推進地区**

（田柄、富士見台駅南側、下石神井）



除却・耐震改修工事費用の助成を**拡充**しました！

除却・建替え

防災まちづくり
事業実施地区

助成率

限度額

拡充

除却工事

3 / 4

150万円

建替え工事

2 / 3

225万円

詳細については下記へ
お問い合わせください。

耐震改修

防災まちづくり
事業実施地区

助成率

限度額

拡充

耐震診断

10 / 10

20万円

拡充

実施設計

3 / 4

30万円

拡充

耐震改修工事

3 / 4

270万円

裏面：「新耐震木造住宅」耐震改修助成を新設しました！

練馬区



ホームページ

《お問い合わせ先》

都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

練馬区役所 本庁舎15階

(直通) 03-5984-1938

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された
木造住宅をお持ちの方へ

新耐震木造住宅の耐震改修助成を**新設**しました！

近年の地震では、旧耐震住宅だけでなく、「2000年基準」を満たさない新耐震基準の木造住宅も、倒壊した例がみられます。

令和6年度より、下記記載の対象建築物に該当する新耐震基準の木造住宅について、新たに耐震改修助成の対象としました。

ぜひこの機会に、ご自身やご家族の命と財産を守るため、住宅の耐震化をご検討ください。

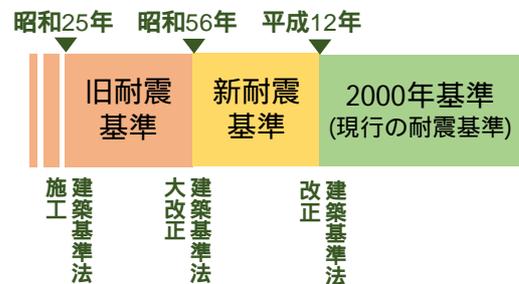


出典：国土交通省

熊本地震で倒壊した新耐震木造住宅

旧耐震基準と新耐震基準とは

昭和56年の建築基準法大改正により、初めて大地震に対する耐震性能の内容が盛り込まれ、これ以前を「旧耐震基準」、以降を「新耐震基準」と呼んでいます。



新耐震基準の木造住宅をお持ちの方へ！

まずは**無料の簡易耐震診断**を受けてみましょう！！

無料簡易耐震診断では、区から派遣された建築士が簡易な耐震診断を行い、耐震化に向けたアドバイスや助成制度の説明をします。



簡易耐震
診断申込

耐震改修

【対象建築物】

建築時期：昭和56年(1981年)6月1日から
平成12年(2000年)5月31日までに
新築または増築された木造住宅

用途：住宅、店舗等併用住宅（過半が住宅）
工法：木造在来軸組工法
階数：平屋建て、2階建て

新設

	助成率	限度額
耐震診断	3 / 4	12万円
実施設計	2 / 3	22万円
耐震改修工事	2 / 3	130万円

詳細については下記へお問い合わせください。



ホームページ

《お問い合わせ先》

都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係
練馬区役所 本庁舎15階
(直通) 03-5984-1938